

室町幕府奉行衆と禅林

Administrators of the Muromachi Shogunate and Temples of the Zen Sect

蔭 木 英 雄

前号では、五山文学の周辺として、画僧月船宗継を中心に論じたのだが、今回は、五山文学僧がよく交渉を持った、室町幕府官僚について考えてみたい。

幕府機構のうち、御相伴衆・御供衆・奉公衆などについては、既に中世史家により多くの研究業績が積み重ねられているので、小論では奉行衆を取りあげる。

室町時代の奉行として『武家名目抄』には、評定奉行、公人(以下奉行の二字を省略)、守護、恩賞、安堵、証人、越訴、段銭、倉、唐船、神宮、杜家、山門、東寺、禅律、公文、祈禱、御所、門役、御所造作、普請、御祝、御物の二十三奉行があげられ、夫々の職務内容が略述されている。このほか、『斎藤親基日記』『康富記』『花宮三代記』には、官途、披露、賦別、御出、進物、寺社の六奉行名が見られる。

『蔭涼軒日録』(以下『日録』と略記)にも三十二種類の奉行が出てくる。右の奉行名に傍線を付した九奉行が『日録』と共通するものである。三十二の中には正式の職名ではなく、記録者が恣意に名付けたものも混っているようだ。蔭涼職である季瓊真葉、亀泉集証が最も多く

室町幕府奉行衆と禅林

接触するのは、言う迄もなく寺奉行・院奉行であるのだが、それはゆっくりに後述する事にして、他の奉行を一瞥しておこう。まず禅僧が任命されたものをあげる。

①	②	③	④	⑤	⑥
再興	東班	行道	造営	修造	御前
仙岩澄安	相国寺都寺が東福寺に出張		天応瑞嘉 集柏・集固	集柏・集固	東雲景岱
長祿二、二、十三	文正元、二、一	文明十七、四、十二 十八、七、十五	文明十七、四、五 十八、正、廿一	文明十九、二、八	長享二、正、十九 延徳二、七、八
相国寺再興	將軍御成の会計	誦經中に堂内を巡る仏事を掌る	相国寺方丈 雲頂院庫裡	雲頂院であろう	將軍御成の際、斎や点心を調べ点検。又取次。
備考					

①④⑤は名称は異っているが同一職務である。次に同朋衆が任命されているもの。

⑦ 御物	吉調	阿	文明十七、四、廿八 六、十四	將軍の持物を宰領
⑧ 御服	立	阿	延徳三、二、廿四	將軍衣服の管理

次には奉行衆には含まれず（一部混っているが）、有力武士や国人級が
 當った奉行。

⑨ 即位	摂津掃部頭	寛正六、六、十二	後土御門天皇即位の費用
⑩ 地	全 右	文正元、五、廿六	寺院の救地
⑪ 反 銭	小寺 藤兵衛尉 薬師寺四郎左衛門 薬師寺 越前守 鳥井十郎左衛門	延徳二、七、廿七 延徳三、五、廿	播磨及び美作の段銭を掌 る
⑫ 師	赤松 政則 武田 伊豆守	延徳三、九、九	三井御陣の足利義材が発 令
⑬ 御陣營	伊勢 貞遠 松田 对馬守 諏訪 信濃守	明応元、十、十六	近江出陣中の將軍の奉書 を掌るものか？

⑪は赤松家つまり守護大名家の内の役職と思われる。

以上のほか、いわゆる奉行衆が担当した職が十九も数えられる。飯尾大和守の所で具体的に説明する奉行職を除いて、表示する。

⑭ 神宮	飯尾加賀守	長禄四、六、十八	神宮役工米
⑮ 一色殿	松田丹後守	長禄四、六、十八 寛正六、七、八	守護別担当か
⑯ 国分	斎藤四郎衛門	長禄四、八、廿二	備前担当の奉行

⑰ 訴人	松田丹後守	長禄四、八、廿二	赤松政則が大館兵庫助を 訴う
⑱ 行 (交野)	飯尾左衛門大夫	長禄二、九、三十	相国寺領を交野神人が押 取
⑲ 公人	布施下野守	寛正六、六、廿五 十一、廿八	神輿を振り捨て訴訟 松梅院の借物不払い 正伝庵領を争う
⑳ 過書	飯尾肥前守	文正元、七、八	祭礼地口の争い
㉑ 御要脚	松田但馬守	文明十八、三、十二	奉行人の進止を掌る
㉒ 御造作	中沢備前守	文明十八、五、廿八	関所の通過許可書発行
㉓ 南都	松田对馬守	文明十八、七、廿一 長享元、十二、七	光徳庵進上の折紙 兵庫関につき等持寺と争 う

⑱⑲を見ると、各守護又は領国毎に分担する奉行があった事が推測される。文正元年十一月三日の「親基日記」の、「大嘗会面付并錦綾代沙汰分」を見ると、管領以下二十一人の守護大名の分担金が記されている、その大名の名の右肩にも奉行衆の名が小さく記されている。これも守護大名を担当する奉行の存在を示すものである。

右の表以外に、飯尾大和守の所で説明する奉行職として、⑳御出、㉑御拝賀、㉒唐、㉓琉球、㉔公文、㉕山門、㉖門跡、㉗仏事、㉘寺院奉行があり、さらに『日録』には記載されないが、㉙作事奉行（布施下野守と飯尾加賀守とが室町御所の庭を修築）、㉚棟別惣奉行（布施下野守が内裏修造の棟別銭を掌る）等々があった。文正元年二月廿五
 応仁の乱以前の奉行人の富裕を物語るものに、

日、足利義政が飯尾肥前寺之種宅に御成になった記録がある。『大乘院寺社雑事記』『親基日記』『飯尾宅御成記』（『群書類従』二十二輯所収）にも記されるが、『日録』によって盛儀の片鱗を覗いてみよう。

今にも降りそうな曇天に將軍が飯尾邸を訪れたのは、之種が兄の官の肥前守を襲いだ祝賀の為であった。観世能十二番が演ぜられ、八十歳を過ぎた老母や兄弟も拝謁を許された。廿七日に御所に献上された品々を、季瓊真葉は、種々の珍物人を驚かす。近来比倫無し」と前置きを書いて、御小袖十重。盆九枚に珍物を載す。三幅絵即ち本尊は観音、脇は寒山拾得和尚。緞子三端。食籠。桂漿箱。花瓶。菓器油滴。印籠。香合一。水滴（胡銅）。金或は銀の御太刀。銘物の御太刀。御鎧三領。御馬」と刻明に書き上げ、上様（日野富子）にも同前、種々勝げて数うべからず」と絶歎している。

奉行衆と 『日録』時代の奉行衆にとって最大の事件は、文明十**奉公衆** 七年夏からの奉公衆との斗争であった。

文明十七年四月十日未の刻（午後二時頃）、足利義政は東山山荘の西指庵に移居し、奉公衆は皆太刀を献上して祝った。この賀宴の陰に奉行衆と奉公衆の確執が進行したらしい。中院通秀の『十輪院内府記』には、両衆の座次の争論があったというが、それは一つの契機にすぎず、もっと根深い原因があったのであろう。事の成り行きを心配した亀泉集証は廿六日に飯尾大和守元連、廿七日には布施下野守英基の所に出官（支出担当の東班）を遣わして、公事の経緯を尋ね、英基はこれに丁寧の説明している。

翌廿八日、足利義政の相国寺御成があった。横川景三の再住入院の

法会に臨む為であるが、奉行衆は飯尾左衛門大夫（為規か）以外は病氣と称し、全員参侍しなかった。

五月になって足利義政は細川政元や万松軒の宗山等貴をして、布施英基に隠居を勧告せしめたが、布施下野守は承知せず、足利義尚邸の近くに城郭・矢倉を構築して戦斗に備えた。『大乘院寺社雑事記』は、東山殿（義政）は奉行方、室町殿（義尚）は近習（奉公）方」と割切っている。

五月廿三日、奉公五番衆（四番衆だけ不参加）が甲冑を帯びて、飯尾・布施両邸を襲撃せんとする勢いを見せたので、細川政元の進言によって足利義政は、急遽二人に内書を遣わし、邸から退去させたのである。安富新兵衛と物部次郎左衛門尉が布施英基父子百五十人を護衛して丹波に落ち、飯尾元連父子は後に伏見の清泉院に隠れた。一方、足利義政は細川、一色そして三上越前守（伊勢貞宗家臣）らの諸將に、西府の北・東・西の三方を固めさせた。かくして自余の奉行衆や奉公衆は夫々私宅に帰り、事態は一応収まったのである。『後法興院記』は、東山の布施英基の宿所は奉公衆下人が破却して財物を奪い、同朋衆に分給した事を記し、『親長卿記』は（布施英基の）近日過分の振舞い天罰を蒙るか」と書き留めている。

五月廿四日、亀泉集証はさっそく東府・西府・鹿苑院・大館刑部邸に赴き、世上無為を賀した。彼の中立的立場がそうさせたのか、それとも機会主義的性格の然らしむる所か。翌廿五日、飯尾元連はじめ六十余人の奉行衆は剃頭遁世するが、河合正治氏はこれを、抵抗の姿勢」と解しているが（『足利義政』）、筆者は帰順の表明と見る。足利

義政は事件の後、即ち六月三日に得度を決意した。『大乘院寺社雜事記』には、

御得度方公用の二千貫をば布施下野守に預け置かれし処、公仕の間を以て（奉公衆と奉行衆の争い）無力、今度の御借し下すは伊勢守計略の七百貫ばかりなり云々（中略）。御得度は奉行・近習の事故なり（文明十七、六、廿六）。

と得度の原因を示している。

さて、飯尾元連父子は伏見清泉院に亀泉集証の慰問使を迎え、八月五日に帰洛し、同月十五日には廿八人の奉行衆の先頭となって足利義尚に参謁し、太刀を献上して赦免を受けた。そして布施下野守が担当していた公文奉行をはじめ、相国寺奉行・鹿苑院奉行・等持寺及び等持院奉行・清住院奉行・建仁寺奉行・山門奉行に任命され飯尾元連は、名実共に奉行衆の筆頭となる。

他方、布施英基の運命は悲惨であった。彼は十二月には帰洛したらしく、十二月廿日、亀泉集証は布施邸を訪れて沈酔して帰り、廿三日、奉行衆（八、十五の廿八人以外だろう。奉行衆六十余人は飯尾方と布施方に分れていたのではない）は西府に祇候して御礼を述べている。一見、奉行・奉公両衆は和解したかに見えた。しかし、年も押し詰まった廿六日、布施下野守が東府に参上して御免の御礼を伸べ、ついで西府即ち小川御所に参上すると事態は一変した。この時、亀泉集証も小川御所に召されたのだが、西府の四方の釘拔門は誰も通行出来ず、已むなく裏門から入って行くと、衣冠姿の布施下野守を甲冑で身を固めた奉公衆が取囲み、今まさに殺そうとする所であった。仰天した亀泉

和尚はすぐ雲沢軒にとんで帰ったが、後で聞くと、英基・善十郎父子、飯尾新右衛門・孫三郎兄弟（この二人は布施英基の縁者）の四人が討ち果たされたという。「天下怪事也」と亀泉は記すが、事件の原因の「公事」については一字も書き残していない。よって『日録』より憶測してみるほかはない。

第一に布施英基は西府から忌避されていたのではないか。去年布施下野守の私宅に於て対決あり（文明十七、十、十四）という対決というのは、中超都文と定永都文とが、南禅寺領加賀得橋郷の庄主職を争った事をいう。応仁の乱で南禅寺が焦土と化し、寺僧がすべて散り散りになった時、定永都文一人命がけで寺家領を守り、寺の再興に尽力した。その定永都文を西府は住持に命じて南禅寺都文寮に復帰させたり（文明十七、六、廿五）、得橋郷庄主職に任命するように働きかけていて（文明十七、十、十六）、事のほか強力に援助している。しかるに布施下野守は、

去年（文明十六年）布施下野守の私宅に於て対決あり。然るに未だ公験あらざるか、訴陳未だ息まず。兩人の訴状、愚（亀泉）の所に
有るもの各数通なり（文明十七、十、十四）。

というように、なかなか定永都文⁴に有利な結論（得橋郷庄主職任命）を出さなかったのである。これは西府にしても面白くない事であった。

布施下野守英基には直接関係はないが、『大乘院寺社雜事記』に記されるように、東府と西府の対立が、この事件の遠因であったようである。例えば事件の前年の十二月、足利義尚から呼び出されて、亀泉集証が西府に参上すると、正持庵中興西堂の臨川寺坐公文を大乳母よ

り依頼されたのである。これに対し亀泉は、「東府では坐公文は堅い御禁法です。臨川寺坐公文は叶いません」ときっぱり断った(文明十
六、十一、十。及び十五日、廿日)。しかし、その舌の根も乾かない十二
月廿四日、相国・建仁・東福三寺の方丈修理費を將軍より寄進する
為、特別にそれぞれ廿通・五通・十通の坐公文が許可された。坐公文
の見返り官錢(はつきり言えは坐公文の売却収入)が修理費に充てられた
のである。そして、東福寺御寄進十通の内として、周玲西堂(道号は
春岩)の臨川寺坐公文を布施下野守が白し請けている。

今晨、東府より使者を布施下野守宅に遣わし、周玲西堂の公文の事
を督す(同年、十二、晦)。

という東府や奉行布施下野守の動きは、同じ臨川寺公文を推挙して拒
否された西府にとっては、苦々しいものであつたらう。

また文明十七年九月十九日、亀泉が召しにより西府に参上すると、
常徳院領丹波国吉美庄々主に承瑋都寺を再任するよう左次御乳人より
要請された。しかし住持錦江景文をはじめ横川景三、旭峰洪昇ら長老
は皆反対の意向を示し、蔭涼職亀泉はその旨を西府に伝えた。これな
ども、寺院の荘主職まで介入する西府に対し、五山がわ、ひいては東
府も不快に思っていた証左ではないか。

第三に、細川政元と相国寺々奉行との確執が、布施英基事件の背景
として考えられる。相国寺領丹波国上林吉忠番は牟礼六郎左衛門尉に
侵犯され、住持旭峰洪昇は守護(細川政元) 逆乱を嘆いたので(文明十
六、十、廿一)、足利義政は処置を両奉行に厳しく命じた。しかるに
細川政元からは一向に返事が無く、十二月廿一日に東府の、嚴重の御

成敗によって守護を退出せしめ、やっと寺領は庄主に返還されたの
であった。これと殆んど時を同じくして、相国寺領撰州兵庫中庄も細
川政元の被官である庄伊豆守元資とその弟青原寺僧に押領され、庄主
(相国寺都寺である)が現地に力者をさし向けると、庄方の者に打ち
殺されてしまった。

所詮吉忠番の時の如く、御使を九郎殿(細川政元)に立てられ、嚴
に仰せ付けらるれば、寺家(相国寺) 歡喜たるべき由(義政公に) 白
す。仍て住持の一行を台覧に供し、乃ち殿中に於て布施下野守、飯
尾大和守に仰せ付けらるべき由(義政公より) 御返答あり(文明十七
四、十三)

と布施英基と飯尾元連とが寺領回復の使者となったのである。人の情
として、当然細川政元は両奉行を恨んだであろう。それを見通して
か、

中庄の事は飯尾大和守は不例により、其の息新左衛門に仰せ付けら
る(同年、十六)。
というように、飯尾元連は憎まれ役の使者から脱れたのである。これ
が布施英基との運命の岐路になったと推測するのは、筆者の考え過ぎ
であろうか。

室町幕府にとって、軍事力の奉公衆と経済行政官僚の奉行衆とは、
最も頼りになる直屬臣僚であり、両者の確執は將軍権力の弱体化に直
結するものであった。

飯尾大和 飯尾大和守の名は、『日録』の永享七年から明応二年
守元連 まで、つまり『日録』時代五十九年間にわたって見ら

られる。

飯尾大和守貞連は康正元年に、その子飯尾大和守元連（法名は決川宗勝禪定門。『日録』に宗勝入道とも記される）は延徳四年五月十日に、それぞれ死去しているので、明応二年の『日録』に記される飯尾大和守は、元連の息の新左衛門尉元行（元連生存中は大藏大夫兼連とも記され、同一人物）と思われる。

（大和守）
飯尾貞連
康正元年死

（新左衛門尉・大和守）
元連

（大藏大夫・新左衛門尉・大和守）
元行（兼連）

が飯尾家の宗家らしいが、飯尾氏は他に飯尾加賀守清房、飯尾肥前守之種、飯尾美濃入道貞朝（後に為脩）、飯尾左衛門大夫為規、飯尾三郎左衛門尉為完、飯尾四郎右衛門尉種貞など三十数人の飯尾氏が『日録』に登場する。ここでは飯尾元連を奉行衆の典型として捉え、その仕事を分析してみたい。

飯尾大和守が任命された奉行職を列挙してみると、御出奉行、御拝賀奉行、（渡）唐奉行、琉球奉行、公文奉行、山門奉行、門跡奉行、仏事奉行、寺（院）奉行の九種である。

寺（院）奉行をさらに寺院毎に分けてみると、天龍寺奉行、相國寺奉行（以下、奉行の二字を省略）、建仁寺、等持寺、真如寺、善入寺、鹿苑院、等持院、雲頂院、清住院、洪恩院、太子堂の十二ヶ寺院の奉行になっている。これは『日録』だけから数えたもので、まだあるかも知れない。職務内容を順次説明（推測もある）しておく。

御出奉行は名称から大体推測出来るが、將軍が寺院等に御成りの

時、御伴衆・走衆・御小者とは別に、殿上や布衣そして僧侶にふれを報らせたり（文明十七、四、八）、参侍する（延徳三、七、四）役で、布施英基が同役であった。

御拝賀奉行は残念ながらよく分らない。小河御所（日野亭子か）が朝廷に拝賀をなす時、飯尾元連、二階堂山城大夫判官政行、松田左衛門大夫、中沢備前守の四人の御拝賀奉行から、諸国よりの到来物によって嚴重に返済させるという約束で、五山東班衆に経費五万足（五百貫文）の借金を申し入れたのである（文明十八、六、八）。結局、龜泉集証は東班衆の困窮を理由に拒絶したのだが、日野富子の参内行事を取りしきるのが御拝賀奉行の任務であったらしく、行事の時だけ臨時に設けられた奉行であった。

渡唐奉行は、大唐勅書並びに箱をば飯尾大和守（貞連）方より預け置かる（永享八、七、十）とあるのを見ると、父貞連より引き継いだものらしい。

（渡唐正使並びに居座の箇条申状を）以後唐船奉行飯尾大和守に殿中にて渡す。正使天与和尚・居座妙増都聞・紹本都寺・大内方の申す所に依る。来る六月に九州地に赴くべき由、飯尾大和守を以て仰せ出さるなり。即ち之を命ず（寛正五、五、廿六）

を見ると、唐船奉行とも称していたらしく、命令系統は、將軍―奉行―蔭涼職―渡唐使（例外なく禪僧）であった。しかし、

飯尾大和宗勝入道対面す。渡唐船・渡高麗船等の事の相談なり。

（中略）桂子（空英有桂）を右京公（伊勢貞遠）宅に遣わして云く、

「（中略）唐唐奉行は飯尾太和なり。先々は（將軍より）奉行に仰せ付

けられ、奉行より台命を此方（蔭涼職）に云う。其の旧例をば相公忘却有りや否や（長享二、正、廿九）。

というように、亀泉集証は命令系統の乱れを糺している。

渡唐奉行の職務内宅は、概括的に言うとう將軍と蔭涼職との連絡調整役で、

a 遣唐正使・居座などの人事（候補者は蔭涼職が書く）（文明十九、八廿九ほか）。

b 勘合符の保管・受け渡し（長享二、十一）

c 遣唐書は蔭涼職の人選による能文能筆の五山僧が執筆するが、渡唐奉行は文書管理や執筆の督促（長享三、二、十九）。

d 高麗に関する所務も兼ねて処理。越後安国寺内在田庵つまり地方の諸山の塔頭という偏鄙な小庵から、高麗船によって一切経を求め、請願が幕府に出された時、飯尾大和守はその疏文執筆者の人選を蔭涼職に依頼している（文明十八、五、廿六）。また高麗書の印や疏箱の保管などにも携わっている。

なお、渡唐奉行には副奉行があり、先々飯尾太和に副奉行有り。布施下野守是なり。松田対馬守を以て相い副えらるれば可ならんか（長享二、五、廿八）という記述がある。

疏球奉行は渡唐奉行から類推出来るので省略し、**公文奉行**について説明する。これは文字通り公帖を調える役職である。

（公文奉行）曰く「公文調えるとき相公の御名は如何調うべきや。」（伝奏）曰く「入道准三后（と書けば）然るべしか」（相公）「鹿苑相公（足利義満）御得度以後の旧例に従うべし」（文明十七、八、廿三）。

というように、書式を厳格に調えなければならない。布施下野守が横川景三の相国寺再住公帖を調えた時、公帖に再住の二字が無かったので、亀泉集証は、「万宗和尚（諱は中因）が再住三住する時の公文には、再住三住の字があった。布施下野守は先例があって二字をぬいたのか、それとも失念して書かなかったのか」と批判めいた疑問を記している（文明十七、四、廿）。公式文書であるから、厳密に扱うのは当然であった。従って、

上頭（意味不明。奉行衆の筆頭者か）に依らず、ただ中老人衆より其の器用に依るかの由これを申す（文正元、七、廿五）。

というように、公文奉行には人材を扱ばねばならなかった。

公帖を調えるだけであるのに、やはり利権を伴っていたようだ。

公文奉行訴訟して云く、「洛中洛外の事は論ぜず。遠国の公帖の事は礼を奉行に致すべき由、（新住持に）仰せ付けらるれば本望たるべし。布施下野守の時も此の如し（長享三、九、廿）。

という記述は、公文奉行に役得収入があった事を証明する。

『日録』及び『親基日記』から歴代の公文奉行を列べてみると、飯尾肥前入道（為種か）（普広院殿御代）、飯尾肥前守之種（文正元、七、廿六）、飯尾加賀守（之清か）（長禄二、七、三十）、飯尾美濃入道（貞元か）（寛正二、六、十七）、布施下野守貞基（寛正六、三、廿一）、布施下野守英基（文明十七、五月まで）、飯尾太和入道元連（文明十七、八、廿二）、飯尾加賀守清房（文明十八、十一、二）らが確認できる。

山門奉行は布施下野守没落の後、文明十七年八月から十一月までの間の或る時期に、飯尾元連が任命され、横川の衆徒が江州和邇庄の願

成寺々領を押妨した時、その回復に当たっている(文明十七、十一、二)。
 V。布施英基在任中も三會院領江州赤井庄が山門から侵された際、侵犯停止の奉書を作成して事に当っており(寛正六、五、十)、山門奉行は名称からすると比叡山の味方のように思えるが、山門を取り締って結果的には禪宗寺院領を保護している事例が多い。

寺奉行・院奉行・庵奉行というのは、南禪寺(飯尾左衛門大夫、天龍寺(飯尾大和守)、鹿苑院(飯尾加賀守)、林光院(松田丹後守)、正印庵(諏訪信濃守)など各個別の寺院や庵に任命された奉行である。大寺には複数の奉行が配され、又、同一人物で数ヶ寺院を兼ねる者もいた。中でも飯尾氏一族は奉行衆の有力者であり、

今晨朝参の次、伊勢守予(季瓊真藝)に謂て曰く、「比来飯尾加賀守の奉行する所尤も繁多なり。諸奉行に配付すべき」由伊勢守語る(寛正二、六、六)。

というように、奉行職の分散化を図らねばならぬ程であった。その飯尾加賀守之清はこれより二週間前の五月廿三日、自宅で問註所と争って鬪死しており、その後任として布施下野守が普広院の院奉行を望んでいる(寛正二、六、三)。飯尾元連は既述の如く十二ヶ寺院の奉行を兼ねていた事が確かめられるが、そのうち傍点を付したのは、『日録』に別奉行と記されているものである。ただの奉行と別奉行とどう違うのかは、残念ながら筆者には解らない。ふつうの奉行とは別の奉行なのか、各寺院別の奉行という意味で、ふつうに「寺奉行」とあるのと同じなのか不分明である。『日録』(延徳二、八、廿三)に飯尾加賀守清房を指して、公帖奉行とも鈞帖別奉行とも記しているので、どうや

ら後者(別の字を考慮しなくてもよい)であるようだ。⁽⁶⁾ 両者をひっくり返して寺(院・庵)奉行の役割を考える事にする。当然それは奉行が作成する奉書の種類を考える事でもある。

まず第一に、寺奉行(以下、院奉行、庵奉行を含む)は寺領の保安を任務とした。例えば相国寺領尾張國中庄が応仁の乱以来、守護被官某(『鹿苑日録』によると武衛被官飯尾彦右衛門尉)に、「此の一所を以て懸命と為す。故を以て渡さず」と押領されているので、相国寺奉行飯尾元連は台命を受けてその回復に努めた(長享二、正、廿四)。また、雲頂院領伊勢国神戸河尻郷が長野衆に半分押領された時、蔭涼職は將軍の命を受けて院奉行飯尾元連に書状を遣わし、押領停止の奉書を作成するよう催促しているのである(延徳二、十、十)。

寺奉行が地位を利用する事は当然である。鹿苑院奉行布施下野守は、鹿苑院領美作国英多檜原庄に関する他の諸奉行の意見を上聞に達せず、鹿苑院側は「隻手打の儀(ぬかに釘)の焦燥に駆られた事があった(長享二、九、十三)。従って、寺院側から特定人物を指名して寺奉行任命を望む事が多い。例えば、臨川寺及び三會院の奉行は諏訪信濃守貞通であったが、両寺院から連署で將軍に、飯尾加賀守は江州所在の諸寺院領について、毎事嚴重に沙汰している。よって信濃守と交代させ、又、賞めて下されば弥々精励するでありました(長享元十一、十)と奉行の交代を訴えている。

寺奉行任務の第二は、寺院及び当該寺院御成りの警固である。来る十四日、等持寺施食御成あり。警固、並びに路次掃地の事、園閣方に行(書状)を遣わすべき由これを白す。先規により寺奉行方

へ白し遣す条云々(文明十九、七、八)。

『日録』には飯尾太和入道(元連)殿宛の書状の全文が記録されている。又、長享元年十二月に夜盗が頻々と相国寺の諸塔頭や寮舎に押し入り、三日には大智院競秀軒の恵藏主が殺害され、四日には長得院や宝聚軒の築地が穿たれて賊が侵入した。そこで、

今日桂子を以て台命(相国寺警備の命令)を伊勢に伝うれば、則ち、「尤も然るべし。寺奉行に命ずべし」(長享元、十二、九)。

というように相国寺奉行飯尾元連が警固に当った(又は警備体制の手配)のである。

寺奉行第三の任務として、罪を犯した僧の処分がある。

普広院・常徳院斗諍の義、並びに前往以仁和尚不法の罪科をば、その侍衣を召出され、一段礼明あるべき由、当寺奉行飯尾左衛門大夫・同大和守、普広院並びに常徳院に往き、張本人を出すべき由仰せ出さる。伊勢守(貞親)及び愚老(季瓊真藝)此の命を承りて両奉行に伝うるなり(長禄三、十二、九)。

などの記述がある。命令系統は、

蔭涼 職
將軍(普広院) 寺奉行(常徳院)
政所執事

である。なおこの事件につき少し触れておく。常徳院内万松軒の僧三人が普広院僧に斗諍をしかけたらしく、將軍は罪科僧を放逐しなければ今後の常徳院の訴えは一切聞き入れぬと、嚴命を達したが、常徳院側はぐずぐずと処置を引き延ばした。結局、三人を放逐して將軍の怒りを解き、万松軒主仙岩澄安(日野重光の子)は献上物を持って礼謝に

室町幕府奉衆と禪林

参上したのである(長禄四、四、十七)。

第四の寺奉行職務として寺院建造があった。実際に現場で事に当るのは都聞など東班衆の役僧であるが、

寺家修造の事につき、飯尾左衛門大夫並びに飯尾大和守を以て、方丈仙岩和尚並びに都聞寮に遣わされ、これを督せらる(寛正三、六二)。当時(相国寺)法界門建立の事、寺奉行飯尾左衛門大夫並びに飯尾大和守を以て正盛都聞を督せらる。此の由両奉行に(蔭涼職より)命ず(寛正五、五、十九)。

とあるように、寺奉行は將軍の命を奉じて、工事の進行を監督した。次に寺奉行は人事の連絡に当たっている。

寺奉行飯尾左衛門大夫並びに飯尾大和守を以て、崇寿院竹香和尚に遣わされ、(堺南庄)庄主を改むべからざる由仰せ出さる(寛正三、八、十九)。

と記すように、寺院領の庄主職に関し連絡に当っており人事権は無い。また、

大館礼部(視綱)曰く、「(中略)(惟明瑞智の)鹿苑院再往の事如何。御成敗有るべきや。」愚云く、「以前此の如き時は、寺奉行、兩人を諸院(相国寺内の諸塔頭)に遣わして曰く、『白すべき子細有らば軟言を以て白すべし。鐘を鳴らして嗽々の義は然るべからず』の旨を仰せ付けらるれば然るべきか。」「寺奉行は誰ぞ。」「飯尾太和と同加賀守なり」(延徳二、三、十七)。

の如く、諸塔頭の人事の意見のまとめ役となったのである。

門跡奉行はその名の如く門跡寺院及び門跡領が所管であった。

二七

華頂門跡領火戸郷の土岐方遵行難波するは然るべからず。急ぎ出すべき由、彼の門跡奉行飯尾兵衛大夫（貞朝か）並びに同大和守（元連）共に御使と為り、蔽に命ずべき由仰せ出さる。即ち兩奉行に命ずるなり（寛正六、十、九）。

とあるように、華頂門跡所領確保の為、美濃守護土岐持益に折衝（たぶん奉書の令達）している。これは半年以上も前の二月廿九日に、門跡より幕府に訴えたのだが、まだ解決しなかったのである。

華頂門跡―蔭涼職―將軍―蔭涼職―門跡奉行―美濃守護

と事件は処理された。なお、火戸郷は二月廿九日の『日録』では大井戸郷と記されている。

【御仏事奉行】の名称が『日録』に書かれるのは次の法要の時である。

勝定院殿（足利義持）三十三回忌（長禄三、十二、十八）飯尾加賀守

（之清か）飯尾左衛門大夫（之種か）

勝智院殿（日野重子）一周忌（寛正五、八、八）飯尾左衛門大夫

同 右 三年忌（寛正六、八、八）飯尾左衛門大夫

飯尾大和守（元連）

常徳院殿（足利義尚）百ヶ日（長享三、七、七）不明

慈照院殿（足利義政）葬儀・中陰（延徳二、正、七）松田対馬守数

秀 飯尾加賀守清房 飯尾大蔵大夫兼連

大智院殿（足利義規）葬儀 （延徳三、正、七）飯尾近江守（貞

運か）諏訪信濃守貞通

これ以外の將軍家仏事にも当然仏事奉行が置かれただろうが、『日録』には見えぬ。勝定院殿三十三回忌仏事奉行を命ぜられた前記二人は、

御小袖三重・御扇子廿柄・高檀紙十帖をば、兩所より献せられる（長禄三、十一、廿七）。

と高額の礼物を献上しているの、喜ぶべき（たぶん役得があったのだろう）奉行職であつたらしい。そして、足利義規の時の、

鹿苑院（錦江景文）云く、「御仏事錢未だ到来せず。わずか四三十貫文のみ到来し、諸篇成らず。此の由を（御仏事）奉行方へ仰せ遣わさるべし（延徳三、正、十九）。

という記述でも明らかのように、仏事の費用を調達するのが主要任務であつた。

注（一）二木謙一『中世武家儀礼の研究』第三編

今谷 明『室町幕府解体過程の研究』

福田豊彦『室町幕府の奉公衆』（『日本歴史』二七四号）

同 『室町幕府奉公衆の研究』（『北海道武蔵女子短大紀要三』）

桑山浩然『室町幕府経済機構の一考察』（『史学雑誌』七三一九）

秋元大輔『室町幕府諸番帳の成立年代の研究』（『日本歴史』三六四号）

（二）布施貞基の子の英基は、大乱の勃発した応仁元年に「恩賞方」「伺事

番」に任せられ、文明六年には「政所執事代」となった。当時、納下即

ち幕府の金銭出納は、政所執事の伊勢氏ではなく、執事代が掌り、酒屋

・土倉も執事代に属していた（桑山浩然掲論文参照）。英基はその他

多くの奉行職を兼ねて、まさに奉行衆の最有力者であった。そして、浦

上美作守則宗と連歌に興じたり（文正元、二、十八）天隱龍沢に『尚書』

を講せしめたり（文明四年）、自邸で月次和歌会を開いたり（文明十年）、

なかなかの文化人であった。彼の死後の事であるが、『日録』（明応二、

五、十四）に次のような記録がある。亀泉集証の後任として蔭涼職に任

ぜられた葦洲等縁は、諸家への御礼の方法や金額を亀泉に質ねた。そこ

で亀泉和尚は、自分の就任時の経験から（文明十六、十、十四の条参

照、將軍への献上品のほか、伊勢貞宗に五纏、鹿苑院に三纏、又、伊勢右京亮に二百疋、布施下野守に二百疋遣わした」と教示してやっている。布施下野守を奉行衆筆頭として重視していた証左となる。

(3) 相国寺常徳院内の寮舎。仙岩和尚の新房を万松と号す。その額は今日遊ばさる、(長禄三、三、十三)。万松軒御成、(同年四、十)とあるので、この頃仙岩澄安が創建したのであろう。仙岩和尚は日野重光の子なので足利義政の母方の伯(叔)父に当る。従って足利將軍家は万松軒を厚遇した。額を義政自身が書いたのもその表れである。勝智院殿御中陰小仏事科につき、万松軒仙岩和尚並びに当都聞正盛を以て、今度の御仏事六千貫費用なり。各々その三分の一兩所二千貫を以て之に当てらる。(寛正四、八、十三)というように姉(妹)の日野重子の仏事錢の三分の一を万松軒が負担している。仙岩澄安が文明五、十一、廿六に示寂したあとは宗山等貴が軒主となった。宗山等貴は聯輝軒(同じく常徳院内の寮舎)主の就山永崇と兄弟で、伏見宮貞常親王の王子であり、かつ二名とも足利義政の猶子であった。

(4) 南禅寺都文定永を得橋郷庄主に補任する運動はその後も西府から執拗になされた。文明十七年も暮の十二月廿九日、佐子御局から蔭涼職に「かの地下(得橋郷)へ成さる奉書に定永都文の名を載せ調え給うべし」と要望して来たが、奉行は難渋している。翌年になっても解決せず、龜泉集証は南禅寺評定衆首の雲門庵宝林西堂に「来る(長享元年十月)十三日に、定永都文の事につき、南禅方丈に於て大評定有るべし。然らば私曲を構えず、公言を以て理否に任せ成敗有りて然るべし」と公平な意見陳述を求めている。その後、定永は出奔したらしく、台命で帰住を求めたが定永は「首領の寺納分(意味不明確)を都文寮に返さるれば帰寮すべし」と主張し、南禅寺住持蘭坡は両者にはさまれ困窮している(同年十二、廿一)。結局定永都文は都文寮に帰って蔭涼軒に一纏を携え礼謝に来たが(十二、廿四)、南禅方丈より、定永都文を追出すべき奉書の案(草稿)を贈り来る(十二、廿九)とあり、一人の都文をめぐる紛糾していた。

室町幕府奉衆と禪林

(5) 足利義尚の乳母で、將軍に就いてからは白次であったらしい。この頃、足利義尚(西相公)は左次(指)御乳人を通じ、常徳院領丹波国貴美庄々主職、等持院後住、鹿苑寺後住、紹瑄喝食度僧、天龍寺領阿波国那賀山庄公事のこと等禪林行政に多く口入し、すべて左次御乳人を通じて蔭涼職に申し入れている。出自は不明で、ただ左史御乳の兄、岷蔵主、(文明十九、五、一)の記録が見られる。

(6) 今谷明氏は前掲『室町幕府解体過程の研究』(一七二頁、二〇五頁)で、「一般に奉行人は恩賞方(すなわち御前奉行)に入っていないことは別奉行に就任することができなかったということになる。」「別奉行とは訴訟当事者に対する担当奉行人の謂で、『武家名目抄』という寺社奉行と同義である。」と述べる。